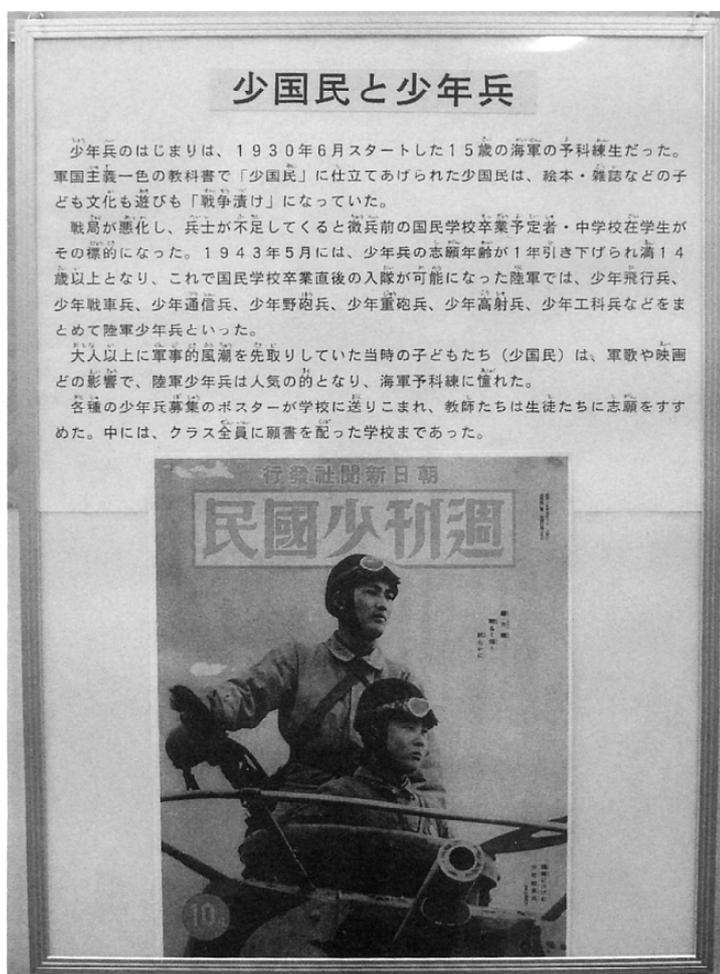


# 平和の炎

Vol. 9

## 第9回 読谷村平和創造展

—— 平和郷はみんなの手で ——



第8回読谷村平和創造展「戦争と少国民」のコーナーから

# 読谷村

# はじめに

読谷村長 山内 徳信



敗戦から51年の歳月が過ぎました。沖縄県には戦争による多くの傷痕が残ったままの異常な状態が続いております。半世紀経った今でも米軍基地から発生する基地被害は、県民の生命を脅かし人権をも土足で踏みじめるような多くの事件、事故が起きています。

昨年9月に起こった米兵による少女暴行事件により、沖縄県民が激しい憤りを爆発させました。これまで多くの基地被害に耐えてきた県民の怒りの象徴が昨年10月21日の県民総決起大会となり、8万5千人の県民が結集したのです。

これまでの沖縄県民が抱いていた基地に対する怒りを表に出し、全国民に訴えた「沖縄一揆」そのものでありました。それは、沖縄の基地の現状を内外に強く認識させることになったと思います。これを機会に、県知事を先頭に沖縄県民が基地問題の解決に奮闘し、本来あるべき地方自治のあり方を追求していく闘いが始まりました。そのことは、20世紀の誤った戦争の時代から21世紀に向け真に平和を願う沖縄県民の主体的な闘いの始まりであり、時代の大きな転換期に入りました。

しかし日米両政府は、未だ沖縄の基地を強権的に、かつ半永久的に固定強化しようとする姿勢を崩しておりません。日米両政府は普天間飛行場の返還に伴う条件として代替地を読谷村域の嘉手納弾薬庫内（ASP1）を検討していることが明らかになりました。それに対し、読谷村は今年5月19日に読谷村民総決起大会（主催28団体で構成）を開催し老若男女、5,000人が結集し、新たな飛行場建設を阻止する村民意志を内外に表明しました。決議文は実行委員会代表10名によって、日米両政府関係機関に強く申し入れられ、その成果は必ずや表れるものと期待しております。

今回の第9回平和創造展では、こうした沖縄の基地を取り巻く大きなうねりの中で、読谷村民が基地問題に対し過去から現在に至るまで、いかに闘い、いかに解決策を求めてきたか、更にこれからどのように闘いの展望をひらいていくか、こうした闘いを通して、沖縄の米軍基地の整理縮小、返還を求め21世紀に向けた街づくりや村

づくり、雇用の場の創出等、若い人々が夢と希望の持てる、真に平和な沖縄を創る為にどう闘っていくのかを改めて考えていこうとの主旨で開催致しました。

本書では、第二部に広報「よみたん」特集号でとりあげた記事をそのまま掲載しました。

その理由として、復帰後の読谷村民の闘いの記録をまとめることにより、これからの基地問題の闘いを村民が新たな気持ちで受け止め、一致団結して闘っていくことが、読谷村民の生命、財産を守り、住みよい平和な地域社会を創っていくことになるからであります。そのことが、21世紀に向け、真に平和な村づくりの運動であり、世界の恒久平和を願うことにつながるものであります。

第一部では、第8回平和創造展で展示され、多くの反響を呼び起こした戦前の軍国主義的皇民化教育の実態を、今回は資料化することで戦前の誤った教育を反省する機会にしたいと考えました。教育が真実からかけはなれ誤った方向に向かった時、国民を犠牲にし、国家を滅してしまうという教訓がそこにあるのであります。21世紀を担う子供達の平和教育の貴重な資料になると考えております。

最後になりますが、第一部の関係資料の提供を賜りました堺市立平和と人権資料館をはじめ、今回の特別企画「日本の侵略展」を展示するにあたり、ご協力をいただきました日本の侵略展実行委員会、さらに村内外の多くの関係者のご協力に心から敬意を表しご挨拶と致します。

1996年9月18日

# 目 次

はじめに

第一部 「戦争と少国民」

「戦争と少国民」パネルの紹介によせて

序.....	1
1、教科書の変遷.....	2
2、自由民権運動と大日本帝国憲法の制定.....	4
3、戦前教科書の基調となった「教育勅語」と「皇国史観」.....	7
4、結び.....	16

「戦争と少国民」パネル紹介.....19

少国民と国民学校	少国民と満蒙開拓青少年義勇軍
少国民と学童疎開	少国民と大日本青少年団
少国民と空襲	少国民と差別意識
少国民と遊び	第4期国定教科書「サイタ」読本
少国民と雑誌	「満州」補充読本1・2年用
少国民と紙芝居	「満州」補充読本3・4年用
少国民と絵本	「満州」補充読本5・6年用
少国民と食事	国民学校図画教科書4年用
少国民と衣服	「満州」官製教科書
少国民と学徒出陣	『大陸事情及「満語」』
少国民と銃後	「うたのほん」「初等科音楽」
少国民と学校工場	「ヨイコドモ」「初等科修身」
少国民と学徒動員	第5期国定教科書1・2年用
少国民と女子挺身隊	第5期国定教科書3・4年用
少国民と少年兵	初等科国語5・6年用（墨ぬり）

あとがき.....51

# 「戦争と少国民」パネルの紹介によせて

## 序

1958年4月にブラジルへ移民し、このほど帰省された方から興味深いお話をうかがった。ブラジルへ着いて3ヶ月ほどして、サントスに程近いイタリリというところの山の中でのこと。戦争が終わって13年も経っているのに、戦前からそこにいる人たちは「勝ち組」（戦勝派）と「負け組」（認識派）とに分かれていて、ある日彼は「勝ち組」の人々に呼ばれた。「おまえは日本が負けたと思うのか、勝ったと思うか」と尋ねられた。6歳で終戦を迎え、やっとの思いで生き延びてきた彼は日本の惨状を知っていたし、そのことを話せばこと足りたのだが、その場の雰囲気は彼を困惑させた。どうにかその場を切り抜けた彼は、後にブラジルでは日本は戦争に勝って、中国・東南アジアの国々の開発のために先にブラジル移民で開拓の実績がある人々を日本の黒船で迎えに来るんだと、港の近くに集落を作りその知らせを待っている一団の人々も居た、ということを知った。「戦勝派」と「認識派」との対立はその後も続き、大きな暴力事件も多数起こったという。

ブラジルの日本人学校での教育は、日本から取り寄せた教科書によって行われていた。戦前使われた教科書が戦後10年余を経過してもまだ日本語教育の教材として使われていたし、4月29日には天皇誕生日として学校では運動会が催され、「君が代」を歌い、「天皇陛下バンザイ！」とやって運動会が始められたという。彼がブラジルに移民して最初に驚いたのは、こうした人々の感覚やものの考え方であり、日本とブラジルとでは30年ぐらいの隔たりがあるなということであったという。「教育の持つ力」というものを改めて考えさせられたエピソードであった。

本稿では、明治期から終戦までの教科書の変遷とその根幹的な考え方となった皇国史観、さらに「教育勅語」や学校行事を通じた皇民化教育の実態を検証してみたいと思う。執筆にあたっては、堺市立平和と人権資料館（神田立身館長）、吉岡数子女史から多くの示唆をいただくと同時に次の各論文より多くの部分を引用させていただいた。記して謝意を表します。

「歴史教科書の歴史」中村紀久二著、「皇国史観」永原慶二著、「教科書問題とは何か」山住正己著、「教育勅語と学校教育」高嶋伸欣著、「明治の憲法」江村栄一著

## 1、教科書の変遷

明治以降から敗戦までの歴史教科書は、明治初期の数除を除いて、そのほとんどの時代を文部省が統制し、あるいは自らの名において著作した。特に国定教科書制度下では、全国共通の唯一の官製歴史教科書として絶対の権威を持ち、その内容は真理として児童に教授され、国民思想を形成する上で大いなる影響を与えた。

教科書の歴史をそ制度・内容から分類すると次表のようになる。

自由選択教科書	近代学校教育開始時の教科書選択の自由な時代	1872～1880 (M5～M13)
自由発行 制限採択教科書	禁止書リストによる教科書選択の部分的禁止の時代	1881～1885 (M14～M18)
検定教科書	文部省の検定済みの教科書のみを使用する検定時代	1886～1902 (M19～M35)
国定教科書	1期教科書	「イエスシ」資本主義隆盛期に英米の影響を受けた 1903～1909 (M36～M42)
	2期教科書	「ハタ タコ コマ」日露戦争後、忠君愛国の国家観に基づいた 1910～1917 (M43～T6)
	3期教科書	「ハナ ハト マメ マス」 第一次世界大戦後、大正デモクラシー期 1918～1932 (T7～S7)
	4期教科書	「サイタ サイタ サクラガ サイタ」 「満州事変」後、ファシズム台頭期 1933～1940 (S8～S15)
	5期教科書	「アカイ アカイ アサヒ アサヒ」 太平洋戦争下、国民学校で使用 1941～1945 (S16～S20)
黒塗り教科書	敗戦後、軍国教材削除	1945 (S20)
暫定教科書	「アカイ アカイ アサヒ アサヒ」 戦後の暫定期	1946 (S21)
6期戦後文部省 著作教科書	「おはなを かざる みんないい こ」 牧歌的平和主義	1947～1949 (S22～S24)

明治の初期、近代教育制度が発足したばかりの頃、教科書は学校ごとに先生が自由に選択できる自由選択の時代であった。そこでは、それまで寺子屋で使用されていたような「往来もの」と呼ばれる本や英米の「翻訳もの」が多様されたのが特徴である。しかし、その後教科書に使用することを禁じる図書リストができ、さらには、文部省が検定したものに限って教科書にするという教科書検定制度、国定教科書へと国家による統制が強まってきた。特に国定教科書になってからは、軍国主義的・国家主義的な色彩が強まっていき、そ

の後の戦争へすすむ基礎となった。

国定教科書時代は、1945（昭和20）年の敗戦に至るまで5期に分けられる。

国定1期では、英米の影響が強く、資本主義隆盛期の近代的な性格がまだみられるものであったが、日露戦争を経た1910（明治43）年から使用された国定2期の教科書は忠君愛国の家族国家観が強く打ち出されていた。

その後、国定3期はいわゆる「大正デモクラシー」と呼ばれる頃で、教科書も民主的・国際協調主義的性格をもつものとなった。しかし、「満州事変」後の1933（昭和8）年から使用された国定4期教科書は神話・古典教材が多用され、臣民教育を目指すものとなり、さらに、1941（昭和16）年からの国定5期教科書は超国家主義的・軍国主義的性格が全面に出たものとなる。

明治の初めの学校教育の段階から皇民化教育になっていたわけではないが、1872年の自由採択制から届出制（1881年）、認可制（1883年）、国定制（1903年）へと、次第に後退していく。こうしたことは教育の自由・自主性を尊重する立場が弱くなっていくことを意味しているが、何故だろうか。

まず当時全国的な広がりをみせていた自由民権運動への恐怖があげられる。近代科学・技術の導入とともに、それを生みだした自由・平等・民権などの近代思想・精神をも招来し自由民権運動が高揚した。この運動を政府は直接弾圧したが、それだけではなお不安と感じ、その根源にさかのぼって禁圧するため、学校教育の内容に介入した。

届出制になった1881（明治14）年には、教科書執筆の基準として、「小学校教則綱領」を制定する。この綱領で目立つのは、修身を各教科の先頭においたことと、歴史教育の内容の変更である。

従来、歴史教育では万国史を取り上げることも多かったがこれを禁じ、日本史だけに限定した。万国史といっても欧米先進諸国と中国の歴史に限られていた。そのなかでアメリカは日本との関係の密接さからいっても必ず取り上げられた国であり、取り上げれば独立を書くことになり、独立を書けば独立宣言にふれないわけにはいかない。宣言を取り上げれば、すべての人は平等であり、生命・自由および幸福追求の天賦の権利が与えられているという、それこそ自由民権運動の根源の論理や精神を教えることになる。同様に、フランス史ではフランス革命における自由・平等・博愛を教えることになる。自由・平等の精神やこれらを追求する権利などは、自由民権

#### 大正デモクラシー

大正期に顕著となった民主主義（デモクラシー）的風潮のこと。憲政擁護運動、普通選挙獲得運動等があり、従来の諸制度・諸思想の改革が試みられた。

#### 直接弾圧

「治安維持法」による。「治安維持法」は国体の変革、私有財産制度の否認を目的とする結社活動及び個人的行為に対する罰則を定めた法律。1925（大正14）年公布。28年、41年と改正し、主として共産主義活動の抑圧策として違反者には極刑主義を採り、言論・思想の自由を踏みにじた。

#### てんぷ 天賦の人権

生まれつきもっている権利。人は生まれながらにして、自由・平等の生活をいとむ権利を有している。

そののうあいにく  
尊王愛国

天皇を尊び、国を愛すること。

ふこくきょうへい  
富国強兵

国を富ませ、兵を強くすること。

忠孝

忠義と孝行。「忠孝一本」日本民族はすべて天祖の末裔で、皇室はその直系ゆえ天皇は日本民族の家長である、従って忠と孝とは本来一本であるとする説。水戸学派に始まる。

日清戦争 : 1894年から  
95年

教科書大疑獄事件 : 1902年発覚

教科書国定制へ : 1903年4月

日露戦争 : 1904年

しゅうばん ぎごく  
醜聞・疑獄

スキャンダル。政治問題化した贈収賄事件などのこと。

欧化主義

明治20年代前後、ヨーロッパ文化の移植を目的とした外交政策および社会風潮。特に外務卿井上馨の欧化政策により、わが国の生活の洋式化が叫ばれ、いわゆる鹿鳴館時代を現出した。

運動弾圧をすすめる政府にとって目障りな内容である。そこで歴史教育の目標を尊王愛国の志気の養成とし、この目標にとって役立つ歴史上の出来事は教科書からはずすことに決定された。

また、内閣制度が始まり（1885 = 明治18年）初代文部大臣となった森有礼のねらいは、何よりも教育を国家隆盛、富国強兵に役立つものに編成するところにあり、そのための検定制導入であった。「小学校教則綱領」と併せてその後の検定基準になったものが大日本帝国憲法（発布：1889 = 明治22年）と教育勅語（発布：1890 = 明治23年）である。

教育勅語には、忠孝をはじめ日本国民（「臣民」）の守るべき徳目が決められており、この勅語の発布は、国定教科書への道を準備したのである。

一方、検定制の下では採択が必要であり、当時は道府県ごとの採択であった。今日の用語でいえば広域採択であり、一道府県の採択の有無は会社の経営を左右するため販売合戦は激烈をきわめ醜聞も多かった。

1902年の教科書大疑獄事件は一つのきっかけであり、日露戦争前夜に、国民の思想統制をいっそう強力にするための制度改正であったということが明白になる。

日本の中国大陸への侵略が始まった1930年代に入ると、元寇のさいに吹いた風は「大風」から「神風」に書きかえられ、いよいよ日本は神の国であることを子どもたちに信じ込ませるような教科書に変えられた。1935（昭和10）年版の「尋常小学国史」では、巻末に「国民の覚悟」という章が新設され、天皇への忠節が何より大事であり、そのために国に一身を捧げる覚悟をうながしていたことが重要な追加であった。

## 2、自由民権運動と大日本帝国憲法の制定

当時の大人社会の天皇観や社会観はどのようなものだったのだろうか。

「教育勅語」発布の1890（明治23）年より前の、明治時代前半の日本社会の思想的な潮流は、欧化主義の下で、イギリスやフランスの文化を導入し、市民革命を支えた啓蒙主義の思想が急速に導入され、それが下地となって自由民権運動が各地で展開されているときだった。

自由民権運動は、板垣退助ら土佐派を核とする愛国社系政社の潮流、都市民権派の潮流（自由民権を説くジャーナリスト・都市の結

社・慶応義塾や仏学塾など自由民権に理解のある私塾・民権派の弁護士事務所、地域の運動を担った在地民権結社の潮流の三大潮流を主な勢力として、全国的な政治運動に発展した。

1880（明治13）年の愛国社第4回大会では、愛国社系政社と在地民権結社の潮流が合流して、国会期成同盟を生みだした。国会期成同盟の規約では、国会開設が天皇の承認を得られたとき、国民の代表が参加する憲法議会（国会）で憲法を決定（約定）する国約憲法案を政府に提起することを定めている。同年11月の国会期成同盟第2回大会は、翌81年10月の第3回大会に各地より憲法案を持参して検討することを決議した。

参照：明治前期の憲法構想

年 度	自由民権派	明治政府系	計
1868		1	1
1869			
1870		1	1
1871			
1872	1	1	2
1873		3	3
1874	2	1	3
1875	2		2
1876		1	1
1877			
1878		1	1
1879	3		3
1880	9	2	11
1881	17	4	21
1882	1	3	4
1883	4	1	5
1884			
1885	1		1
1886	2	1	3
1887	1		1
	43	20	63

江村栄一編「憲法構想」（日本近代思想体系9）による

## 明治14年政変

1881（明治14）年、北海道開拓使官有物払下事件が暴露した。約1500万円を投じて開拓途上にあった北海道の全官有物を、わずか39万円、しかも30年賦で払下げようとした事件であるが、払下げ先が、開拓使長官黒田清隆と同郷の友人で薩州の五代友厚らの関西貿易商会であった。この事件が知れわたると、自由民権派は、薩派の横暴、政府と政商の結託の腐敗を避難し、かかる不祥事をなすくためにも即時国会を開けと論じた。おりから政府内部で憲法についての意見対立が起こった。大多数の参議は天皇中心主義の憲法を将来もつとの慎重論であったが、大隈だけは政党内閣を基本とする立憲政体の即時実施を唱えた。岩倉・伊藤ら政府首脳は、大隈の背後に藩閥政府の打倒を叫ぶ自由民権派系の策動があると見、井上毅の建言をいれて、クーデター的な政変を断行した。すなわち払下げを中止し大隈を免官する一方、きたる明治23年をもって国会を開くとの詔勅を出した。（以上「岩波講座・日本歴史14」から）参考：大隈重信はその後福沢諭吉らと親交を結び、彼は民権の伸長を期し、1882年に立憲改進黨を組織するなどの活躍をしている。

## きんていけんぽう 欽定憲法

君主（明治天皇）の単独の意思によって制定された憲法。

## ひめん 罷免

職務をやめさせること。

## そうぎ 奏議

君主に意見を奏上（申し上げる）すること。

## 国体

「国体」とは、主権または統治権の所在により区別した国家体制。

## 国体論

天皇は、古事記・日本書紀以来の神話と宗教的権威に基づき、神の子孫として現人神であるとともに永遠の主権者であり、それがわが国の伝統的な国柄であるとする考え方。

この表からも、国会期成同盟第3回大会には、実に多くの民権結社がそれぞれの立場から憲法草案を作り、文案検討がなされたであろうことがうかがえる。近年発見された憲法構想の中で最も注目されているもの一つに、通称五日市憲法草案と呼ばれるものがある。

この憲法案の特色は、豊かな人権保障にある。全文204カ条のうち、36カ条が国民の権利にあてられている（ちなみに日本国憲法の場合は31カ条である）。そして、民権結社の学習運動が作成の支えになっている点も特徴である。

こうした自由民権運動の高揚に直面して、明治政府は明治14年政変で起死回生の巻き返しをはかった。この政変で、10年後の明治23年に国会を開設し、欽定憲法の公布、大隈重信の罷免などを決定した。

参議の大隈重信が政府を追われる原因となったのは、有名な国会開設の奏議である。その内容は、イギリスをモデルとする政党内閣制を採用し、1881（明治14）年中に憲法を欽定して同年末か翌年初めに公布、82年末に議員を招集し、翌83年初めに国会を開くという急進的な意見であり、自由民権派に近い構想であった。岩倉具視、伊藤博文らは、密かに準備を整え、大隈重信を政府から追放し、みずから憲法制定に乗り出す。

明治憲法の作成は、伊藤博文のもとに井上毅・伊藤巳代治・金子堅太郎らが集まり、1886（明治19）年秋頃から秘密裡に起草・推敲を重ね1888（明治21）年4月に出来上がる。

明治憲法（大日本帝国憲法）のなかでの天皇の規定について、理論付けしたのは井上毅であった。彼は、古事記・日本書紀以来の神話と宗教的権威にもとづき、天皇は神の子孫として現人神であるとともに永遠の主権者であり、それがわが国の伝統的な国柄であるという国体論で理論づけることになった。

憲法発布の式は1889（明治22）年2月11日、神話が伝える初代神武天皇即位の日であった。

ちなみに日本最初の議会は、1890（明治23）年11月29日に開会した。衆議院の政治勢力の配置を見ると、最大野党の立憲自由党の議員が130人、立憲改進黨の議員が41人、さまざまな色合いをもつ中間派が124人、国民自由党が5人、総員300人という構成であった。自由民権派以来の立憲自由党と立憲改進黨は、当時「民党」と呼ばれ、議席数で過半数を越えていた。明治憲法発布後でも自由民権派が過半数を占めていたことは記憶にとどめておく必要がある。

これまで漠然と一括して戦前・戦中の古い時代と同じとってい

懐柔

巧みにてなずけて従わせること。

た明治時代前半が、一部とはいえこれだけ先駆的・民主的だった社会の様相が、なぜ急速に失われていったのか。それは、明治政府が言論・集会の自由を規制し、自由民権運動を弾圧と懐柔でつぶしていったためだった。

明治憲法は、前述したように、発布までその内容が国民には秘密にされ“欽定憲法”として制定されたのだった。当時の一般国民の間にひろがっていた国民主権の憲法観は押さえつけられ、正反対の天皇主権の憲法が一方的に制定された。

明治政府は、明治憲法を定着させるために、大人社会にひろがっている自由民権の思想は各種の規制や弾圧で抑え込むことにし、それにほぼ成功する。しかし、それをいつまでも継続することは容易ではない。そこで、社会認識がまだ白紙状態の児童、それも小学校1年生の段階から、天皇絶対の「忠君愛国」思想を植え付けようとする。それが学校教育の最大の役割となった。そして、それまでの自由な開明主義の教育をやめさせ、皇民化教育に大転換させるために「教育勅語」が用意され、明治憲法制定の翌年に発布されたのだった。

開明主義の教育

人知が開け文化が進歩するように、また知識に明るく聡明な人材育成を目的とする教育。

### 3、戦前教育の基調となった「教育勅語」と「皇国史観」

御名 御璽

明治二十三年十月三十日

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ  
 徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克  
 ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル  
 ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實  
 ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦  
 相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及  
 ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器  
 ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲  
 ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉  
 シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ  
 ハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
 ナル祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫  
 臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬  
 ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ  
 ケンケン服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

## 教育に関する勅語 = 教育勅語

天皇（明治天皇）ご自身がお考えになるに、天照大神以来の天皇の御先祖たちが我が日本を建国するにさいし、その規模は広大で、いつまでもその基礎が揺ぐことのないようにされ、さらに、御先祖たちは身をつつしみ、国民をたいせつにして、後に徳政のお手本を示された。天皇の臣民である日本国民は、いつの時代も忠孝をつくし、国民が心を一にしてその美德を発揮してきたこと、これこそ我が国体（天皇制社会）のもっともすぐれた点であり、教育の大もともここに根ざしていなければならない。

お前たち臣民（児童・生徒）は、父母に孝行し、兄弟は仲良く、夫婦も仲睦じく、友人とは信頼しあい、礼儀を守り、みずからは身をつつしみ、人びとには博愛の心で親切にし、学業に励み、仕事を身につけ、さらに知識をひろめ才能をみがき、人格を高め、すすんで公共の利益の増進を図り、社会のためになる仕事をし、いつも憲法を大事にし、法律を守り、ひとたび国家の一大事（戦争）になれば、勇気をふるいたて身も心もお国（天皇陛下）のために捧げることで、天にも地にも尽きるはずのない天皇陛下の御運勢が栄えるようにお助けしなければならない。こうすることは、単に天皇の忠良な臣民として行動するというだけのものではなく、同時に、お前たちの祖先が残したすぐれた点を継承し、それをほめたたえることにもなるのだから。

このような教えに従うことは、まさしく我が天皇の祖先たちが残されたおさとして、皇室の子孫も臣民もともに守るべきものであり、之を過去現在のどの時代に当てはめても間違っていないし、国の内外、世界中に当てはめても誤りではない。自分（天皇）は、お前たち臣民たちとともに、このことを自分自身によくいい聞かせ、その教えを守り、君臣一体となってその徳をより高めたいと思う。

明治二十三年十月三十日

御名（明治天皇、睦仁） 御璽（天皇の印）

教育勅語は皇国史観の立場から天皇の名において教育の基本原則と実践徳を規定したもので、その内容は、前段で肇国以来の天皇の仁慈善政と臣民の忠孝により成り立つ国体を説き、ここに教育の淵源があるとし、中段で国法の尊重・遵守を中核とした具体的徳目を掲げ、「一旦緩急アレバ、義勇公ニ奉ジ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」と結び、最後にこれらが古今東西に通用する普遍妥当

こうこくしかん  
皇国史観

後に本文で詳説しているので、そこを参照。

ちやうこくいらい  
肇国以来

国のはじめ以来。

性を強調して、その遵守を説いたものである。この教育勅語には国務大臣の副書がなく、それ故に天皇の発意による聖旨として、その後50年にわたって、いかなる法令をも越えた絶対的権威をもって教育を支配した。

かし  
下賜

(天皇陛下から) くださったま  
わること。

「教育勅語」を軸にして「忠君愛国」の精神を児童生徒に徹底的に植え付ける皇民化教育の展開を図るため、まず勅語の謄本が一斉に全国の学校に下賜された。学校ではそれを、祝祭日の儀式での奉読、毎日の勅語への礼拝、「修身」を中心とする授業の3つの手段を通じて、子どもたちに教え込んだ。もちろん、「修身」以外の教科でも、国定教科書が登場すると、それを通じて「忠君愛国」の精神が繰り返し強調された。

ほうどく  
奉読

つつしんで読むこと。

礼拝

神仏などをおがむこと。

児童生徒にとって「忠君愛国」・天皇崇拝を強制していたのは、教科の授業よりも祝祭日の儀式での奉読や毎日の勅語への礼拝のほうだった。換言すると、こうした取り組みにもかかわらず、子供たちに天皇を「現人神」と信じ込ませることは、やはり無理であった。そこでそうした弱さをカバーするものとして、学校教育でもっとも重視されたのが、天皇制的国家儀礼にかかわる学校行事であり、それと皇国史観との結合を推し進めることであった。

文部省は、勅語の発布の翌年の1891（明治24）年6月に「小学校祝日大祭日規定」を制定し、儀式の形式を全国一律に規定した。その中で、校長（またはとくに選ばれた教員）による勅語奉読が義務づけられた。

### 天皇制的国家儀礼の学校行事

1891（明治24）年6月17日制定、「小学校祝日大祭日儀式規定」の第1条には、

「紀元節、天長節、元始節、神嘗祭及神嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フベシ、

#### 一、学校長教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下ノ 御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行ヒ且

両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス、

但未ダ御影ヲ拝戴セザル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク、

二、学校長若クハ教員、教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス、

三、学校長若クハ教員、恭シク教育ニ関スル勅語ニ基キ聖意ノ在ル所ヲ誦告シ 又ハ 歴代天皇ノ 盛徳 鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ叙スル等其 祝日大祭日ニ相応スル演説

ヲ為シ忠君愛国ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務ム、

四、学校長、教員及生徒其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス、」  
とあった。

校長先生の祝日の意義についての話は、皇室のお祝いはすなわち国民のお祝いの日でもあり、この日に忠君愛国の心を新たにしなければいけないということに尽きていた。

このような形の四大節式典は、その荘厳さによって、天皇の有り難さと、忠義というものの大切さを感覚的に子供たちの心に浸透させた。そのような意味で、四大節式典を「国民教化」型教育のための最も重要な学校行事として位置づけた。

勅語奉読の機会として設定された祝日大祭日の儀式を、さらに「忠君愛国」のために効果を高めさせたのが、天皇、皇后の正装の写真である「御真影」だった。

1882（明治15）年官立（国立）学校へ下賜、

1887（明治20）年公立（各府県立）学校へ下賜が始まる。

公立学校で最初に下賜されたのは、沖縄県尋常師範学校だった。沖縄の人々が、薩摩藩による属領支配以来の差別を克服するために、何がなんでも、ときには理屈ぬきで一挙手一投足すべてを他府県人のそれをまねて、“同化”がすすめられていたときに、そのエネルギーを「忠君愛国」の方向へ向かわせる働きかけが、このときもうすでに始まっていたのだった。

「御真影」は勅語のように全国一斉に下賜されるのではなかった。まず、第一に、各学校の自発的な「申立ニヨリ」下賜するものとされ、その申請に対して政府の側は「他ノ模範トモナルヘキ優等ノ学校ヲ撰」んで、順に下賜した。そこで「御真影」を学校が受け取る拝戴式には、周辺へのデモンストレーションの意味も込めて、地元では盛大に儀式が行われた。しかも、小学校への下賜が開始されたすぐ翌年には、「教育勅語」が発表されている。このとき、「御真影」は、明治憲法（1889年発布）第3条の「天皇八神聖ニシテ侵スヘカラス」の規定により神格化された“現人神”天皇の分身として扱われ始めていた。皇民化教育は「御真影」を活用することで、格段の効果を発揮することになった。

一例として1902（明治35）年に校舎を新築し、「御聖影奉戴式の栄」を授けられた沖縄県佐知城高等小学校の場合を見てみよう（「琉球教育」第79号、1902年12月）

11月1日の朝、校長以下の教員と4年生の児童全員が教育事務所

はいたいしき  
拝戴式

（天皇陛下からの）ものをいただくときの式典。

あらびとがみ  
現人神

神は身を隠すことを常とするが、人の姿となってこの世に現れた神とすること。ここでは天皇をさしている。

さちじょう  
沖縄県佐知城高等小学校

明治31年から39年まで現在の玉城村にあった。明治40年に知念・玉城・佐敷の3つの高等小学校に分離した。

に参庁し、「一同最敬礼の上、聖影を校長に授与せらる」「其の行列は警官先駆、次に国旗及び校旗を翻し、次に職員、児童」「郡長・郡視学・郡書記管理者、最後に職員・児童等左右を固めつゝ那覇市街を」抜け、沿道の「村々の民家の如き門々、国旗を掲げしは、注意のほどいと有難く見受けたり」。さらに沿道の各尋常小学校の職員・児童も「奉迎し」学校には「学区内父兄の奉迎人、雲集せり」と、地域をあげての奉迎とその後の拝戴式だったことが示されている。

沖縄県の場合は、県内各地の学校で毎年10月30日を「勅語下賜紀年日」として、単独あるいは合同の運動会を開催している。本島南部の島尻那覇地区の「勅語下賜紀年式大運動会」の場合は、「会場の西北に4箇の天幕を張り、其の中央を本県知事以下各高等官の控所と為し」「中央に国旗を交叉し高壇を設けしは、勅語奉誦の用に充て」るためとされた（「琉球教育」第35号、1898年11月）。

教師の体罰を伴う指導により、生徒たちは“現人神”天皇については、ほんのわずかの疑問も表明してはならないことを、肉体の痛みと恐怖の念をもって教師からたたき込まれた。一方、教師の生徒の締め付けを厳しくすればするほど、自分自身が子どもの模範として行動しなければならなくなっていた。それに、天皇の“おことば”である勅語の内容を具体化して教えるには、絶対者である天皇の代理にふさわしい高潔な人格が要求された。教師の仕事が「聖職」とされ、とくに小学校の教員が“訓導”と呼ばれるようになるのと反比例して、教師の人間臭さは失われ、「国体」（天皇制社会）を支える国民を養成するための国家の機構の一員に徹することになった。

「御真影」を安置する「奉安殿」（耐震耐火建築で神社の社殿風）が各学校の通用門と校舎との間に建設され、児童たちは登下校でその前を通るたびに、1日に最低2回は、最敬礼をさせられた。雑な敬礼やふざけたり、遊びながらのものは、教師に見つかりとやり直しをさせられ、体罰を受けることもめずらしくなかった。

そうして子どもに対する圧力は、教師からの体罰や脅しの形で加えられた。さらに、儀式などでの一種の「動物的訓練」を通じて、子どもたちは、肉体上の反復と、知識よりも感情の面で、天皇への畏敬の念を受け付けられた。

あの難解な勅語を小学校1年生から学習することの意味について、読みも意味もむずかしく、小学生が理解するには無理がある。だからこそ、天皇は近寄り難い＝神という印象を当時の人々に植え付けるのに役立ったのかもしれない。

いけい  
畏敬の念

崇高・偉大なものをかしまり敬うこと。

てんじょうむきゅう  
天譲無窮

天地とともにきわまりのない  
こと。永遠につづくこと。

せいし  
誓詞

ちかひのことは、

家永三郎氏は「教育勅語」の意味を、「教育勅語の意味は難解である。だから、儀式は必ずしも勅語の内容を理解させるためではなく、『天皇・皇后』の『御真影』に対する『最敬礼』、天皇統治の天壤無窮を祈る歌詞をもつ『君が代』の合唱とあいまち、そうした身体的動作を反覆することにより、知識としてよりも感性の面からの天皇への畏敬の念を培うための訓練として行われた」（「歴史のなかの憲法・上」東大出版会、1977年）と要約している。

儀礼行事とは別に日常的に次のような誓詞を読み上げることも義務づけられていた。

「皇国臣民の誓詞」（1937 = 昭和12年制定）

A

- (1) 私共八大日本帝国ノ臣民デアリマス
- (2) 私共ハ心ヲ合セテ天皇陛下ニ忠義ヲ尽シマス
- (3) 私共ハ忍苦鍛練シテ立派ナ強イ国民トナリマス

B

- (1) 我等ハ皇国臣民ナリ、忠誠以テ君国ニ報ゼン
- (2) 我等皇国臣民ハ互ニ信愛協力シ以テ団結ヲ固クセン
- (3) 我等皇国臣民ハ忍苦鍛練ヲ養ヒ以テ皇道ヲ宣揚セン

= Aは児童用、Bはそれ以上の学生・一般用 =

それでは、これまで何度か登場した「皇国史観」とは何なのであろうか。

皇国史観とは誰々によって形成されてきたものなのかを改めて問いなすと、正確に答えることはかなり難しい。しかしそれがもっとも徹底した形で強力に押し出されてくるのは昭和に入ってからであり、とくに昭和10年代の戦時体制下であることは確かである。1935（昭和10）年、「国体概念、日本精神ヲ根本トシテ学問、教育刷新ノ方途ヲ議」するため「教育刷新評議会」が設置され、皇国史観と国家権力の結合がもっとも緊密になっていく契機となった。

当時の思想界には「民主主義・社会主義・無政府主義・共産主義等が侵入」しており、それらは「究極に於てはすべて西洋近代思想の根底をなす個人主義に基づくもの」で、わが国の伝統思想とは相容れないため、それが思想の「行詰り」「混乱」をもたらしている。したがって、それを克服するためには、国体の顕現としての日本の歴史を明らかにし、国民の国体に対する自覚をうながすことが緊急不可欠である。 - 皇国史観はそのような使命感をふまえて登場した。

## 皇国史観の特徴

第一は、「国体」という特殊な価値を体現している国家に対する絶対的優越観ともいふべき思考である。「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉して永遠にこれを統治し給う。これ、我が万古不易の国体である」(「国体の本義」文部省思想局編集・1937年)と述べ、「この大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克(よ)く忠孝の美德を発揮する。これ、我が国体の精華とするところである」と規定する。ここに天皇統治の正当性と永遠性、家族国家観による国民の天皇への矛盾なき帰属と統合の論理が簡明に示されている。皇国史観とはまずなによりも、このような「国体」「国体の精華」の歴史的発現過程を日本歴史の根幹としてとらえ、検証しようとする歴史観である。

戦前の天皇制国家は、日本人民の多様な思想や信仰の自由な共存を保障する価値中立的な機関ではなく、国家みずから「国体」を介して精神的権威(思想的・宗教的・倫理的等の価値)を体現、独占するものであった。そしてその独占された価値の権威性に対しては一切の批判が許されず、それに対抗する存在は抹殺(治安維持法)されるほかはなかったのである。このような国体論ないし国家観は、「教育ニ関スル勅語」においてすでに確定された姿を示しているが、それがとくに強調されだすのは、「思想の相剋」「混迷」が深刻となる大正・昭和の時期である。

皇国史観はそのような思想的危機への対決を使命として自己形成の道を歩んだ。したがってそれは客観的な史実の解明とその学問的評価を通じて歴史像を形成してゆく歴史学の方法とはちがい、初めから日本の「国体」への絶対的讃仰と無謬性を証明することをめざし、また「国体の精華」を開花させてきた人物や事件の顕彰を通じて、日本歴史を「万国二冠タル」ものとしてえがきだそうという目標をもっていた。

第二に、皇国史観の立場からは、民衆は忠孝一体の論理で、家国=天皇に帰属することだけが価値とされ、それにそった事実以外はまったく顧みられるにあたいしなかった。(百姓一揆・民衆的自由民権運動についてはまったく目を向けていない。)

こうした歴史における民衆の社会的・政治的行動、とりわけ階級闘争や民衆運動にかかわる問題は、皇国史観からすればたんに歴史的価値がないというよりも皇室を頂点とする一大家族国家の「和」を乱すなげかわしいものとして、存在そのものが許容しがたいのであり、歴史から抹殺すべき事象なのである。

ばんこふえき  
万古不易

いつまでもかわらない。

おくちよう

億兆一心聖旨を奉体して  
万民が心をつにして(天皇の)  
おぼしめしをよくうけたまわって心にとめ、実行し。

せいけい  
精華

物事の真価とすべきすぐれたところ。  
すぐれてうるわしいこと。

そうこく  
思想の相剋

思想どうしが勝とうとして相争うこと。

さんびよう  
讃仰

ほめたたえて、あおぐこと。  
徳をたつとぶこと。

むびようせい  
無謬性

あやまりがないこと。

けんしやう  
顕彰

功績などを世間に知らせ、表彰すること。

第三の特徴として、皇国史観は、自国中心主義と表裏一体の関係で、帝国主義的侵略や他民族支配、戦争などに対しては一貫してこれを肯定賛美している。秀吉の「証明計画」(中国侵略)は、「明国を皇化に欲せしめんとする遠大な抱負」に出るもので文禄慶長の役は「一大壮挙」、「我が武威の盛んなることを遺憾なく中外に示し、国民の海外発展の精神に強き刺激を与え、さらに明に対してはその衰亡の機運を促進し」たものと意義づけられている。

韓国併合については、「韓国保護」という項で「明治37、38戦役後、わが国と韓国との関係は頓(とみ)に親密の度を加えた。………(37年)8月、更に協約を結んで同国の保護・指導に当り、財政外交等について逐次諸般の改善を授けた」と書き、「全半島はまた本然の姿に復して皇土と化するに至った」という認識を示している。

「満州事変・上海事変」等については、我が国が「共存共栄を図り、………東洋平和を永遠に維持することを望んだ」にもかかわらず、中国側は「抗日・日貨排斥等の盲動を続けた」ため、事変が発生したとその戦争責任を中国側におしつけ、「満州国建国」は「肇国の精神に基づく世界新秩序建設の巨歩」と意義づける。要するに日本の侵略はすべて「皇化に欲しめる」理想にみちた事業であり、戦争の責任は中国側にあるという軍部・政府の一方的主張をそのまま史実のように記述する方式は、いずれの場合にも共通している。

第4に、近代科学としての歴史学的認識とは異質のもので、割り切っていえば、天皇制国家と日本帝国主義とを正当化するためのイデオロギーに他ならない。

皇国史観は、本質的に非科学であった。それは神勅や天孫降臨、神武天皇から日本の歴史の叙述を開始するという点だけでの非科学性ではない。日本の歴史を究極的にはすべて「国体の顕現」の歴史と見、日本帝国主義の侵略行動を「皇化」と説明することによって、歴史の学問的認識の道を基本的に閉ざしてしまっているところに非科学たる基本があるのである。

なぜ、人物中心の歴史になったのか。

児童生徒の心情を直接揺さぶり、天皇への「恐懼」や忠義への「感奮」を高めることを通じて、国民一般の意識一般をも「国体の自覚」に向けてとらえていくことこそ、皇国史観の究極の課題だと信じたからであろう。小学「国史」教科書(第3期教科書)の編集も「一層人物中心ノ実ヲ挙ゲントシ、主トシテ人物ニヨリ課題ヲ立テタルノミナラス、往々教訓トナルベキ幼時ノ逸話ヨリ説キ起シテ其ノ生ヒ立チニ及ビ、児童ヲシテ景仰ノ念ヲ起サシムルト共ニ史実

もうどう  
盲動

埋非(道理にかなっていないこととはずれていること)の分別もなく行動すること。

しんちやく  
神勅

神のおつけ

てんそんこうりん  
天孫降臨

ニニギノミコトが高天原より日向襲之(ソノ)高千穂峯に天降ったという神話。皇室が日本国土発祥の始めを語る神話として尊重された。(「日本史辞典」・京都大学文学部国史研究室編より)

じんむ  
神武天皇

古事記・日本書記の伝承により第一代天皇とされる。

きょうく  
恐懼

おそれかしこまること。

かんぷん  
感奮

感じて奮い立つこと。

ノ概要ヲ知ラシムルコトヲ期シタリ」(編纂趣意書)という方針をとっている。

なぜ、これだけ非合理的・非科学的なものが近代日本で猛威をふるったのか。まず想起されるのが、1879(明治12)年の天皇による「教学大旨」の提示である。これは日本近代教育史上「天皇が公教育に対して行った最初の干渉」とされる。この「教学大旨」は、文明開化や急速に勢いをもち始めた自由民権運動の台頭を前に、儒教主義を教育の基調に押しだそうとしたものであるが、ここでとくに重要なのはそのなかの「小学条目二件」の第一として、

「仁義忠孝ノ心ハ皆之有リ、然レドモ其幼少ノ始ニ、其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レバ、他ノ物事已ニ耳ニ入り、先入主トナル時ハ、後奈何トス為ス可カラズ、故ニ当世小学校ニテ絵図ノ設ケアルニ準ジ、古今ノ忠臣義志孝子節婦ノ画像写真ヲ掲ゲ、幼年生入校ノ始ニ先ツ此画像ヲ示シ、其行事ノ概略ヲ論説シ、忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメン事ヲ要ス、然ル後ニ諸物ノ名状ヲ知ラシムレバ、後來忠孝ノ性ヲ養成シ、博物ノ学ニ於テ本末ヲ誤ル事無カルベシ」と述べている点である。すなわち、入学のはじめに、画像・写真などで忠孝の人物を、子供たちの「脳髓ニ感覺セシメ」ることの重要性をのべているところは、「教育」が本来的に真理教育ではなく、感覚的な「教化」教育を指向している。

このように、感覚的な「教化」教育は、日本近代教育史の出発期において、皇国史観が本格的形成をとげる以前に、すでに天皇によって強く要請されていたわけである。それはさらに、1885(明治18)年第一次伊藤博文内閣の文部大臣・森有礼によって、国家主義的学校制度・教育体系の中でいちだんと明確に位置づけられた。すなわち、護国ノ精神・忠武恭順ノ風こそ、国家のための最大の「資本」・「宝源」という基本認識において、国民大衆の教育目標をそこにすえたのである。そしてそのための具体的な施策・目標としては、「今ニ及ンデ全国ノ男子、十七ヨリ二十七ニ至ル迄、其学ニ就カザル者トヲ問ハズ、総テ皆護国ノ精神ヲ養フノ方法ニ従ハシメ、文部省ハ簡易平易ナル教科書ヲ敷キ、人々ノ諷誦、又ハ講義ニ便ナラシメ、陸軍省ハ体操練兵ノ初步ヲ教ヘ、毎戸長又ハ毎郡ノ管掌スル所トシ、一月ニ一度、或ハ二度、時間ヲ限り、其区域内ノ人民ヲ学校ニ集メ、聴講又ハ運動ニ従事セシメバ、庶幾(こいねがわ)クハ忠君愛国ノ意ヲ全国ニ普及セシメ、一般教育ノ準的ヲ達シ………」という方向をうちだしてゆくのである。実際、これ以降、戦前の一般初等教育・社会教育はこの線にそって推進された。一口にいえば、

きょうしん  
恭順

つつしんで従うこと。心から服従すること。

ふうじゅう又はふうしゅう  
諷誦

声をあげて読むこと。

ここでの教育は、「忠君愛国ノ意」を普及・浸透させる目的に終始するものであった。

#### 4、結び

1879（明治12）年の沖縄県の成立を受け、翌1880年から始まった沖縄における普通教育は、文字どおりの「皇民化」教育であった。なぜ、沖縄の人々は自らの歴史や文化を切り捨て、皇民化教育を受け入れていったのであろうか。大田昌秀氏は次のように説明している。

沖縄の教育者の最も重要な任務は「夫ノ此ノ民ヲシテ軍国ノ民タラシメルコト」であり「本県上流ノ青年ヲシテ忠勇ナル軍人タラシメ以テ、軍事精神、国家思想ヲ頑迷無知ナル一般人民ニ起サセルコト」であったのです。

こうした発想に基づき、沖縄の教育者や指導者たちは、廃藩置県によって日本の「新付の民」となった沖縄の人々を教育の力によって本土他府県人に同化せしめ日本人としてのアイデンティティを確保せしめようとやっきになったのであります。それというのも、日本政府や本土他府県人が沖縄の実情にうとかったばかりでなく、沖縄の古来の風俗、習慣にたいして理解が欠如していたこともあって、ともすれば沖縄人を野蛮視し、差別や偏見の対象にしがちであったからです。つまり教育を普及することによって、県民のレベルを“本土なみ”に引き上げさえすれば、こうした差別や偏見から解放されるにちがいないと判断したわけです。ところが、彼らはあまりにも皇民化を急ぎ過ぎたために、教育は、そもそも当初から今日的な人間教育とはまるで無縁のものとならざるをえませんでした。すなわち、沖縄の教育は、日本化を一義的目的として強制し、ひたすらに天皇の忠良な兵士を育成することを至上命令にする結果となったのです。ちなみにそのありようは、東京から総理大臣や大物政治家が沖縄を訪れては皇民化の重要性を説いたのをはじめ、将官クラスの軍部首脳が相次いで来訪、県民を叱咤激励して皇国民の育成を鼓舞するしまつでした。…すなわち、図式化していえば、沖縄の教育は、政府・軍部首脳の来沖 御真影の下賜 軍事教練の実施 皇族の来訪 神道の布教といった形で展開されたのです。言い換えますと、教育は当初から軍事教育と不可分に結びついて行われたのです。 - 中略 -

こうした性急な皇民化の促進、国家主義の高揚に最も熱心に取り組んでいたのが、他ならぬ教育者であり、また社会教育活動の

中心であった新聞人たちでした。(西原町史第三巻・西原の戦時記録 第一章 戦争への道のり)

教科書の歴史と皇民化教育の実態のいったんを検証してきて、当時の政府の政策の計画性とその巧妙さに驚嘆させられる。大田氏のいう沖縄の教育者や新聞人たち、時の為政者たちも実に巧妙にその立場を利用されたように思えるのである。

「黒塗り教科書」から始まった戦後教育はその一時期優れて民主的な教科書を文部省自らの著作として登場させた。『あたらしい憲法のはなし』は特に有名であるが、最後の文部省著作教科書となった中・高校生用の「民主主義」(上下・1948 - 9年)で述べられている教育についての考え方は興味深い。この本では、これまで日本の教育が政府の指図で動かされてきたので、自由な考え方で自主独立の人物を育てることは困難であったと指摘し、民主主義教育の原則に立ち、政治と教育との関係について、「がんらい、そのときどきの政策が教育を支配することは大きなまちがいのもとである。政府は教育の発達をできるだけ援助すべきであるが、教育の方針を政策によって動かすようなことをしてはならない」と述べている。

戦前教育の実態を教科書の歴史や教育勅語、その基調になった皇国史観などを通して概観してきたが、ここに至って今日の「教科書検定」の問題までも想起せざるをえない現状がある。もう一度、文部省はじめ政府・教育関係者は政治と教育との関係について、「民主主義」の考え方にたちもどる必要があるのではないだろうか。

じしゅどくおう  
自主独立

他人の主張や態度にかかわらず、自分の信ずる主義や主張のとおりに行動すること。

特に書名がないものは「広辞苑」(岩波書店刊)から。